Ⅸ　経過措置

(1)　(略)

(2)　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
199　甲状軟骨固定用器具 (承認番号) 22900BZX00409000	平成30年６月１日から 平成32年３月31日まで	200,000円
(3)　(略)		

Ⅸ　経過措置

(1)　(略)

(2)　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

(略)		
(新設)	(新設)	(新設)
(3)　(略)		

○国土交通省告示第七百一号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年五月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（特定地域）	
第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。	
地方運輸局長	営業区域
(略)	(略)
二　東北運輸局長	「仙台市」及び「秋田交通圏」
(略)	(略)
七　九州運輸局長	「熊本交通圏」
(略)	(略)

改正前	
（特定地域）	
第四条　法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。	
地方運輸局長	営業区域
(略)	(略)
二　東北運輸局長	「仙台市」及び「秋田交通圏」
(略)	(略)
七　九州運輸局長	「熊本交通圏」
(略)	(略)

期間	
(略)	
平成三十年六月一日から 平成三十三年五月三十一日まで	
(略)	
平成三十年六月一日から 平成三十一年三月三十一日まで	
(略)	

期間	
(略)	
平成二十七年六月一日から 平成三十年五月三十一日まで	
(略)	
平成二十七年六月一日から 平成三十年五月三十一日まで	
(略)	

附　則

この告示は、平成三十年六月一日から施行する。